

第4章

「ベトナム的社会主义的法治国家」の建設 ——革命の新段階における政治指導のドイモイ——

はじめに

本章は、ベトナムの政治・法制面でのドイモイ (doi moi, 刷新) における「社会主义的法治国家建設」路線について、1990年代の国際環境の変化を前提に検討する。

筆者は、これまでベトナムをとりまく国際的環境の変化と指導部の外交面でのドイモイが、国内の政治改革に与える影響について検討してきた。そこでは特に、ソ連・東欧における社会主义の崩壊とベトナムの対外関係の多角化・多様化が、「民主」、「人権」、「法治国家」などに関する同国の理念と政策にどのように作用し、政治的民主化に結びついているかという問題が焦点であった⁽¹⁾。本章は、その研究の一環として、法治国家をめぐる論議をとりあげたものである。

ベトナム国内で政治・法制分野のドイモイが重視され、法治国家建設路線が浮上した要因としては、次の点が指摘できよう。

第1は、市場経済システムの発展と国民生活の多様化に伴い、これらの現状に適応した法体系の整備が必要とされ、それとともに民選機関としての国会と国会が採択する法の重要性が認識されるようになったことである。ドイモイ下で国営・集団経営以外の多様な経済活動が発達するに伴い、所有と管

理、競争などをめぐる新たな問題が生じるようになった。それに対処するために、市場経済の実情に合わない憲法・法律・国家機構のドイモイが要求され、法治国家化の必要性が認識されるようになった⁽²⁾。

第2は、その途上でソ連・東欧諸国の社会主义体制の崩壊に直面したベトナム指導部が、自国の体制の正当性を証明し、一党制の維持をはかるために、政治システムの見直しと改革を迫られたことである。また、対外開放によって資本主義諸国との交流が拡大する一方で、指導部が社会主义体制の転覆をもくろむ外部の「敵勢力」の思想的影響を警戒するようになったことがある。

本章では、第2の要因に焦点をあてて、ベトナムの公刊文献で公表された法治国家論を検討する。なお、本章で言及する人物の職位は、いずれも当時のものである。

第1節 ソ連・東欧政変の影響

1. 党の自己批判と「敵」への警戒

ベトナム共産党は、1991年に予定されていた第8回党大会の準備過程で、ソ連・東欧諸国における民主化運動の高揚、ソ連邦の崩壊という事態に直面した⁽³⁾。ベトナム指導部は、社会主义体制の転覆をもくろむ「敵の諸勢力」に対抗すると同時に、共産党支配体制の正当性を主張するため、それまでの政治指導を見直し、政治システムのドイモイを推進する必要に迫られた。

大衆工作について討議された1990年8月の共産党第6期第8回中央委員会総会（以下、「第6期8中総」と略記）では、党と人民の乖離が批判された。それは、「党が全国規模で政権を指導するようになってから、党と人民の関係は希薄化した。一部の党員は官僚主義的・命令的になり、大衆から離れ、独断専横で人民に対して威圧的になり、汚職・賄賂・贅沢・浪費に走った」

というものであった。その主な原因として、(1)党と国家による社会生活の指導と管理に誤りがあったこと、(2)党の大衆工作が革命の新段階の要求に合致していないことが指摘された⁽⁴⁾。

この反省を前提に、総会は党と人民の関係強化の方針をうち出し、党政治局・書記局の局員による自己批判を行った。総会決議には、(1)国家機関の大衆工作として、法律体系の整備、国会・人民会議の議員と有権者の対話、有権者の意見聴取、(2)党の指導のドイモイとして、「官僚的・命令的」なやり方の抑制、(3)党の浄化として、法律に反した党員は法律に従って処罰される、という方針が盛り込まれた⁽⁵⁾。法律および民選機関としての議会を重視するという意味で、ここにおいて法治国家建設と一定の民主化に向かう道が選択された。

第6期8中総決議は同時に、大衆工作を「各分野における敵の諸勢力に対する抗争する革命諸勢力の断固たる闘争」と位置づけた。その目的は「革命の路線にそって敵を警戒し、党・国家と人民の間を引き裂く陰謀と手段を粉砕すること」とされた。当面の課題としては、「否定的現象への闘争を推進し、敵の諸勢力による偏って間違った観念や、歪曲した反動的な論調を断固批判し、これと闘争する」、「人民の民主的権利に対する違反を克服すると同時に、ブルジョア民主主義・極端な民主主義の理念に対抗すべく闘争する。分裂と破壊をもくろんで民主主義を利用する人民の敵の活動を断固鎮圧する」ことが決議された。そして、政治・思想工作の強化と全国民が国防・治安工作に参加する方針が採択された⁽⁶⁾。

このように第6期8中総決議は、ソ連・東欧諸国の政変の波及を回避するため、一方で法律や議会の重視という一定の民主化によって党に対する国民の信頼を回復することと同時に、他方で社会主义体制の転覆をもくろむ「敵」に対する警戒を訴え、政治・思想工作と国防・治安工作を通じて党の指導を強化することを目指した。

同年8月の第6期第9回中央委員会総会で演説したド・ムオイ (Do Muoi) 書記長は、法律が有効に機能していない状況を指摘し、これを克服するため

に、次のような努力目標を掲げた。すなわち、(1)国家の活動に対する党の指導的役割を高める、(2)国家は法によって社会を管理し、法の効力を高める、(3)簡潔で合理的な政治機構を確立する、(4)経済・社会管理システムを整備する、(5)国家は民主的精神を理解する、(6)強固な国防・治安を確立する、というものである。

(1)については、党の本来の役割は「綱領・路線・戦略を提示し、国家機関内の党員を通じて党の政治理念と路線を実現させる」ことであると確認し、「党は国家を指導するが、国家の管理・執行機関の職務を肩代わりしたり、これに取って代わることはない」と述べて、党と国家の役割と機能の分離を明確にする主張を展開した⁽⁷⁾。

2. 社会主義モデルの喪失

憲法改正は1989年6月に開催された第8期第5回国会で決定され、国会は憲法改正委員会の設立を決議した。中国との対立状況を背景に80年に制定された憲法は、準戦時の性格と社会主義計画経済の色彩が濃厚であったため、ドイモイ路線下で市場経済の発展を促すような諸規定を憲法に取り入れることが要求されたのである。

1989年以前のベトナムの社会主義法の特色は、鮎京正訓氏によって次のようにまとめられている。すなわち、(1)ベトナム社会主義法にはソ連法とその法理論の影響が強く、50年代後半から「社会主義的適法制」(phap che xa hoi chu nghia)が強調されてきた、(2)抗米戦争のなかで国会が正常に機能せず、大統領令などの「布告」による統治が行われ、ベトナム社会主義法に「行政的」、「命令的」性格を付与することになった、(3)59年と80年の憲法では「自然権」としての「人権」は認められず、法律で制限される「市民の基本的権利」のみが認められてきた、(4)「プロレタリア独裁国家」の規定の下で、80年憲法から「党の指導制」が明記され、「民主集中原則」、「統一的指導」という統治原理が採用され、「権力分立」、「法治国家」、「立憲主義」という原

理は採用されてこなかった、(5)司法制度は、裁判官の糾問主義的な訴訟指揮が顕著であり、弁護士の役割は小さく、刑法・刑事訴訟法は厳罰主義的傾向にあり、人権保障の観点からは問題が多かった。また、ドイモイ開始後は、外資導入法など対外経済関係の立法が優先され、民法・労働法など国民の権利・義務を規律する法が立ち遅れるという「法の二元化状況」が顕著であつたことも指摘されている⁽⁸⁾。

(1)については、社会主义法のモデルは消滅し、ベトナムは独自の法理論とシステムを追求しなければならなくなつた。その後の法治国家化の過程をみるとならば、(2)については国会および人民会議の機能と法律の役割が強調されるようになり、(5)についても司法制度の改革が検討されるようになった。(3)の「人権」理念についても国家レベルの研究プロジェクトが進められ、「人間の権利」と「市民の権利」についての理論が構築された⁽⁹⁾。

(4)のうち「プロレタリア独裁」については、1992年憲法ではベトナムの国家は「プロレタリア独裁国家」であるという従来の規定が消滅し、「人民の人民による人民のための国家」と改められた。他方、「党の指導制」、「民主集中原則」といった理念は、後述するように法治国家建設と並行して主張され、むしろ強調されるようになった。

ベトナム共産党は1991年6月に第7回全国代表者大会（党大会）を開催し、ソ連・東欧諸国の変動を社会主义にとっての「きわめて重大な危機」と受け止める立場を示した。危機に陥ったのは、同諸国の内部の誤りや矛盾が速やかに解決されてこなかつたためであり、体制崩壊の原因は「敵」の陰謀よりも社会主义国の側にあると認識された⁽¹⁰⁾。

同年8月以降のソ連邦の動揺を前に、ベトナム共産党指導部は、自らの体制の維持と安定をはかるために、党の指導制、党と国家の関係、党員の資質などの問題について見直しと自己批判を迫られた。8月以降の党機関誌では、「革命の新段階」において党による指導と国家による管理にはまだ弱点があり、それを克服しなければならないという主張が登場するようになった⁽¹¹⁾。

第2節 党の指導体制のドイモイ

1. 党と国家の関係の明確化

党と国家の役割と機能については、南北ベトナム統一後の1976年の第4回党大会で、「党が指導し、国家が管理し、人民が主人になる」と規定されていた。この文言は、同大会の路線を法制化した80年憲法に明記され、92年憲法もこれを踏襲した。86年の第6回党大会でドイモイ路線がうち出されてからは、政治面でのドイモイとして、党と国家の役割と機能を明確に区分することが主張されるようになった。

ドイモイ開始1年後の1987年12月に行われた第6期第4回中央委員会総会において、グエン・ヴァン・リン（Nguyen Van Linh）書記長は次のように述べている。「はっきりさせておきたいことは、党中央委員会は1988～90年の計画の全内容を討論し、採択するのではないということである。党中央委は、ただ基本的な諸問題に対する意見を提示し、それを計画策定の指導の基礎とするだけである」、「内閣は、党の指導理念に依拠して、計画を具体化し完成する任務を負う。その後、内閣は国会にそれを提出し、国会はそれを討議し、意見を寄せ、票決によって採択する」⁽¹²⁾。

この演説は、党と国家機関の間で、あるいは立法府と行政府の間で、互いの役割と機能が明確に区分されておらず、議会制民主主義では当然の手続きが、実行はおろか認識さえされていなかったことを物語っている。ドイモイ開始後も、この分野の改革は経済分野のそれに比べて立ち遅れ、ソ連邦が解体にいたる1991年後半にいたって、ようやく「党が国家に取って代わるという過ち」があったことが批判されるようになった⁽¹³⁾。

同年12月に開かれた第7期第2回中央委員会総会（以下、「第7期2中総」と略記）は、「社会主义路線にそった豊かな民、強い国の実現」を謳った。決議には、(1)憲法改正の再確認、(2)国家機構改革、(3)国家に対する党の指導の

ドイモイ、が盛り込まれた。その目的は「国家による社会管理の効力を高め、社会主义的民主主義を確立すること」、「政治的安定の維持、強化」であるとされた⁽¹⁴⁾。

改正憲法の草案は、上記の諸点に関して次の内容を含んでいた。すなわち、(1)ベトナム社会主義共和国の本質は「人民の人民による人民のための国家」である、(2)国家は共産党に指導された労働者・農民階級と知識人階層の同盟を基礎とする、(3)「民主集中原則」を中央から末端まで貫徹する、(4)立法・行政・司法の三権は統一され、そのなかで明確な分業を行う、(5)祖国戦線と大衆団体は「国家の堅固な政治的基礎」である、(6)党は国家と社会に対して指導的な役割をもつ、というものである⁽¹⁵⁾。

この総会における演説で、ド・ムオイ書記長は、(1)党は政治システムを指導し、憲法と法律に従って行動する、(2)党は国家を指導するのであって、けっして国家の代わりにはならない、(3)したがって、党と国家の職能と任務を判別し、両者の関係を明確にしなければならない、と述べた⁽¹⁶⁾。

1992年3月の第8期第11回国会は、憲法改正案・国会組織法改正案・国會議員選挙法改正案を可決した。この国会で演説したド・ムオイ書記長は、経済のドイモイを中心に進めると同時に「民主化と法治国家建設」を唱え、「国家の最高権力機関であり唯一の立法機関である」国会の地位と役割を強調した⁽¹⁷⁾。

2. 国家に対する党の指導の強化

ソ連圏の政変は、1991年以降もベトナムに直接的に波及することはなく、ソ連邦の崩壊後もベトナムは政治的安定を維持した。党中央は、この結果は自らの指導の正しさを証明するものと受け止めた⁽¹⁸⁾。党指導部は、前述のように党と国家の役割と機能を区別し、国会の地位の重要性を強調する一方で、「国家に対する党の指導のドイモイ」すなわち党の指導体制の強化にも力を入れた。

政変の原因を一党支配と結びつける見方に反対する主張も登場した。党機関誌「タブチ・コンサン」(Tap Chi Cong San) の1991年9月号に掲載された論文は、「現在の社会主义諸国の混乱は、党の指導的役割を絶対化したせいではなく、党の指導的役割を強化しすぎたせいでもなく、また指導政党が一つしかなかったせいでもない。むしろ、党の指導的役割が減退、あるいは軽視・否定されたせいである」という評価を示していた⁽¹⁹⁾。

ド・ムオイ書記長は、前記の第7期2中総における演説で、国家機構改革の目的は「政治システムの本質を変えることではなく」、「国家の社会管理の効力を高め、社会主义的民主主義を確立し、社会主义的適法性を強化すること」と確認し、「党の指導のトイモイは、党の指導的役割を緩和あるいは低下させることではなく、正にそれをより効果的に強化することを目的としている」と総括した⁽²⁰⁾。

同書記長は、後述の第7期第3回中央委員会総会（以下、「第7期3中総」と略記）における演説でも、党の指導とは「国家および政治システムの各組織による各分野の活動のために綱領・戦略・路線・方針を提示する」ことであるとしながらも、「しかし実際には、政治的に非常に重要で、多くの面で影響を及ぼし、党の指導を要求する多くのことが存在する」と述べている⁽²¹⁾。

法治国家の問題に関してソ連・東欧の経験から得られた教訓として、1992年9月の『クオックフォン・トアンザン』(Quoc Phong Toan Dan) 誌に掲載されたクアン・カン (Quang Can) 署名の論文は次の点を指摘した。すなわち、(1)政権党たる共産党は法治国家の建設を指導し、すべての権力が人民に属するよう保障しなければならない、(2)法治国家の建設を目指しても、国家に対する共産党の指導を喪失すると「人民の権力に問題が生じる」というものである⁽²²⁾。どのような「問題が生じる」のかは説明されていないが、この主張は、人民に権力があることは保障するが、国家機関を通じた人民の権力行使は党の指導下に行わなければならない、という意味に理解できる。

1993年3月の『クオックフォン・トアンザン』誌に掲載されたグエン・ヴァン・ドゥック (Nguyen Van Duc) 大佐の論文は、(1)社会主义体制崩壊の原

因はさまざまだが、基本的には党の指導制を放棄したことである。(2)指導制を放棄するにいたった原因是、党と国家を分離したことである、(3)ゴルバチヨフは党と国家の統一性を忘れ、両者を別のもの、対立するものとさえ見なす過ちを犯した、と厳しく批判した⁽²³⁾。

党と国家の役割と機能を区分し、国会の地位を強調すると同時に、国家に対する党の指導を強化するという方向は、基本的に矛盾している。これについて、第7期2中総の公報は、「党の指導の強化」と「国家の影響力の發揮」とは「統一された二つの面」であると説明した。すなわち、党と国家は異なる役割と機能をもちながらも、ともに人民の主人権を実現するための手段であり、ともに人民の利益のために闘うものである、ということである⁽²⁴⁾。

3. 党内のドイモイと整頓

党の指導体制のドイモイには、党による政治・思想工作の強化、中堅・一般党員の資質の向上という要素も含まれていた。第7期2中総の書記長演説では、「国会および人民会議のなかで、党員である議員の声が分かれ、党の決議に反することをいう党員もいる」ことが指摘された⁽²⁵⁾。ド・ムオイ書記長は、1992年6月の第7期3中総における演説でも、若干の党員のなかに「政治的に志操堅固でなく、偏った政治思想をもち」、「革命的意志と人格を喪失しており、特に汚職に走っている」者がいることを指摘した。また同時に、「認識不足あるいは保守的で、まだドイモイの決意がない」党員が一部に存在することも批判した⁽²⁶⁾。

「志操堅固」でなく「偏った政治思想」をもつ党員が存在するということから、旧ソ連圏の情勢が党内に一定の思想的影響を及ぼしていたと考えられる。したがって、党指導部は、「ブルジョア的民主化」を否定する一方、保守的な党員を批判することによって、左右両極端の意見を排除しつつドイモイを推進することを目指したのであろう。

第7期3中総では、「人民の主人権を發揮し、引き続き清廉で強力なベト

ナム社会主義共和国を建設する」という決議が採択された。今後の任務には「党のトイモイと整頓」が盛り込まれ、そのなかで、(1)政治・思想に関する党建設の強化、(2)党组织の整頓、(3)幹部工作、(4)党の指導方式の刷新、の4項目が提示された⁽²⁷⁾。

このうち(1)については、ベトナムの社会主义モデルを策定し、革命的な信念と意志をもつ党員を養成し、「市場経済と国際交流の拡大という条件の下で、革命道徳と幹部・党員の清廉な生活スタイルを確立し、個人主義・実利主義・贅沢・堕落に対抗する」という方針が示された。また(3)については、「現在の大きく複雑な任務をこなせる十分な人格と能力をもった幹部を養成する」とされた⁽²⁸⁾。

党内でいう「幹部」とは中間管理職的な立場の党員を指しており、「幹部・党員」とは中堅党員と一般党員を総称している。第7期3中総決議は、中堅・一般党員に対して、国民の信頼を得る清廉さと堅固な革命的信念・意志を求め、さらに党内で市場経済システムの要求に応える能力をもった人材を育成する方針を定めたのであった。

第3節 党の指導をめぐる論議

1. 「党の指導」と「国家の管理」

前述のグエン・ヴァン・リン演説に表われているように、ベトナムでは從来、党と国家が一体視され、それがむしろ当然のように認識されてきた。党機関誌『タブチ・コンサン』の1990年8月の論説では、党と国家の機能を区別しない状態が長く続き、それが常識になっていたことが指摘されている。この論説は、国家の機能が弱体であったことの理由について、戦争と南北分断という状態が続いたためであると説明しており、憲法に明記された「国家が管理する」ということが「新しい事業」であることを認めている⁽²⁹⁾。

第7回党大会に提出する綱領の作成過程で登場した議論の中には、党・国家・人民それぞれの機能と役割が明確に区分されていないものもあった。例えば、「タブチ・コンサン」誌1990年5月号に掲載された哲学者チャン・フー・ティエン (Tran Huu Tien) の論文は、「党が指導し、人民が主人になり、国家が管理する」としながらも、党が管理することもあり、国家が指導することもあり、人民は「すべての権力の主体として」管理をすることもある、と結論しており、党の指導下で三者を一体と見なす論議を展開している⁽³⁰⁾。

社会主义法学者のホアン・ヴァン・ハオ (Hoang Van Hao) は、この時期の論文の中で、党と国家と人民の関係について次のような点を指摘した。(1)党と国家の目的は統一されているが、両者の機能は異なる。党は労働者階級の前衛として政治を指導する。国家は労働者階級の権力機関として行政を司る、(2)党の指導方法は、国家の管理方法とは異なる。党は民主的な教育と説得という方法を用いるだけで、強制・命令はできない、(3)党と国家を切り離したり対立させることは、科学的でなく、誤りに通じる、(4)党は権力機関ではなく、権力を掌握するものではない。党は自らのために権力を握るのではなく、人民が権力を獲得するよう導くだけである、(5)社会主义においては、権力は人民に属し、人民が委託した国家の権力機関によって体現される、(6)党は指導の主体であり、人民は権力の主体であり、国家は管理の主体である。しかし、この三者の区別は相対的なものである。なぜなら、三者は「内在的な関連と、共通の目的」をもつからである、(7)国家を党より上に位置づける者もいるが、それは歴史的経験と、社会主义国のかつての党と国家の関係を反映しない認識である⁽³¹⁾。

このように、1990年までの論議は、国家に対する党の優位性を認め、党と国家の区分よりはむしろ両者の統一性のほうに力点をおいたものが主であった。しかし、ソ連邦が動搖しはじめた91年になると、共産党の位置づけについて新たな認識を提示する論議が現われるようになった。

グエンアイクオック学院（現ホーチミン政治学院）教授のドゥ・ティー・ビイ

オウ (Dau The Bieu) は、「この数十年に広まった過ちは、党が国家に代わってすべてを決定したことで、これは社会主義的民主主義に対する重大な違反である」、「多くの国で、党は社会生活全体を覆う官僚集中的権力と化した」と、現存の社会主義諸国を批判した⁽³²⁾。

党の意味について、同教授は「党は政治システムの一部である。しかし、政治の前衛であり、システム全体の政治指導の核である」と認定した。一方、党的地位については「すべての社会組織の上に立つ権力組織ではない」とし、「今や党は労働者階級のみならず、労働人民および全民族の利益を代表しており」、「これは共産党の位置づけが根本的に変化したということである」という認識を示した⁽³³⁾。すなわち、階級政党というよりも国民党としての共産党的地位を主張したわけである。

国民の支持を確立するための幹部工作も、この頃から提唱されるようになった。党機関誌上では、党員は法律と道徳を守り、専制的・命令的にならず、教育と説得によって大衆を動員すべきこと、党員の資質の向上をはかるべきこと、が主張された⁽³⁴⁾。

2. 「革命の新段階」における党の役割

グエンアイクオック学院党建設学部長のレ・ヴァン・リー (Le Van Ly) 助教授は、「実際には、過去数十年間、党の機関がすべてを提起し、決定していた。党が国家になり代わり、ほとんど国家そのもの、あるいは国家の上に立つものになっていた。国家機関は形骸化していた」、「党が国家になり代わる状況によって、結果として党は政治的前衛・政治指導者としての役割を果たさなかった。一方、国家機関は受動的になり、創造的ではなかった」と、強い批判を行った⁽³⁵⁾。

同助教授は、「党の指導」と「国家の管理」を明確に区別したうえで、革命の各段階によって党は「党の知恵」を使い分けなければならぬと主張した。彼によれば、「党の指導的役割は党の知恵と密接に関連」しており、民

族民主革命の時期と社会主义建設の時期では、知恵の内容は異なる。

すなわち、民族民主革命の段階では、党は階級闘争の規律と革命戦争の規律を掌握し、運用する必要がある。それに対して、社会主义建設の段階では、党は政治・軍事・外交を指導するだけでなく、経済・文化・科学技術・医療・教育・スポーツなどの新たな分野も指導する。軍事・外交など「手慣れた」分野でも、民族民主革命の段階では、敵と戦うことが中心であったが、社会主义建設の段階では、経済・社会的発展をはかり、祖国を防衛する任務が中心になる⁽³⁶⁾。

ベトナムが政治的安定を維持し、前述の第7期3中総で「党のドイモイと整頓」が決議された後には、再び国家に対する党の優位性と両者の統一性を強調する論議がみられるようになった。司法省法理科学研究所所長のグエン・ヴァン・タオ (Nguyen Van Thao) は、第7期3中総の後に発表した論文で「特にわが国の条件で党の指導が欠如すると、国家は方向を見失うだろう」と述べ、党の指導のドイモイの本質を次のような言葉で表わしている。

すなわち、党の指導のドイモイとは、「党の指導的役割を低めることではなく、その役割を法的な面でより高めることである」、「党が専制的に指導するという条件の下で、国家に対する党の指導の際立った特徴は、党機関と党員が国家機関を通じて国家に『成ら』なければいけないということである」。

しかし、この論文は同時に、(1)「しかし、党の指導が昔のようでは、指導力は減退し、指導的役割は低下し、国家は形式的なシステムになってしまうだろう」、(2)党の指導を経済・社会のドイモイの進度に適合させ、人民の願望に対応し、時代の趨勢に適応しなければならないと主張し、新しい時代に党が適応することを求めた⁽³⁷⁾。

革命の各段階と「指導」・「管理」との関係について、『クオックフォン・トアンザン』誌のグエン・ヴァン・ドゥック大佐の論文は次のように分析している。(1)ベトナム革命の過程をみると、「指導」と「管理」は同じところから発している。政権獲得以前は党がすべてを行っていたので、「指導」と「管理」は同じものであった、(2)政権を獲得した当初は、革命政府はまだ

揺籃期にあり、党が「指導」と「管理」の両方を行った、(3)抵抗戦争の時期には、戦時の規律に従わなければならなかった。戦時には、党は「管理」のみならず「指揮」も行った。そのため、「党が行けと言えば行き、党が攻撃せよと言えば攻撃し、党が勝てと言えば勝つ」という状況が成立した、(4)社会主義建設の段階では、党と国家の区別を明確にすることが必要になった。「しかし、両者はより基本的な部分で統一されている」⁽³⁸⁾。

この論文は、ベトナムの歴史的背景を根拠に党と国家の統一性を主張したものである。筆者はさらに、「指導」と「管理」、および党と国家の関係は、それぞれ「半ば統一され、半ば区別される」ものである。しかし、「統一は絶対的なものであり、区別は相対的なものである」、「統一とは同一ではない。区別とは分立ではなく、ましてや対立でもない」と言明した⁽³⁹⁾。

第4節 法治国家をめぐる論議

1. 「法治国家」の概念

第1節で述べたように、ベトナム共産党は1990年3月の第6期8中総において「法治国家建設」の方針をうち出していた。しかし、「法治国家」そのものについては、確固たる概念は形成されておらず、党の機関誌上で見るかぎり、「法治国家」理念が議論されるようになったのは91年後半からのことであった。

当初は、法律が存在することを法治国家の要件と理解し、ベトナムは法律を備えているから法治国家であると認識しているかのような論文も見られた。国家行政学院院長のドアン・チョン・チュエン (Doan Trong Truyen) は、法治国家とは「基本法規である憲法をもち、人間の権利と公民の権利、また社会の公共秩序を守るために、法体系とその下の各法規が整備されている国家である」と述べている⁽⁴⁰⁾。

ハノイ法科大学のグエン・ヴァン・ドン (Nguyen Van Dong) は、法治国家の原則として、(1)国家は法律の範囲内で自らの活動を制限する、(2)市民の自由権は国家によって保障・尊重される、(3)国家権力は立法・行政・司法に分けられ、立法権が主導的役割をもつ、(4)国家の代表機関である議会が国家の活動に対して最高のチェック機能をもつ、(5)司法機関が独立した機能をもつ、という点を指摘した⁽⁴¹⁾。

グエン・ヴァン・ドンはまた、すべての国民に法治国家建設の意味を理解させなければならないと主張した。その意味とは、(1)人間の権利、市民の権利を十分に尊重・防衛・実現する、(2)国家と市民は各々の権利と義務に対して責任をもつ、(3)法律で定められた秩序を守り、強化する、(4)「社会主义的適法性」を尊重し、厳格に実行する、(5)国家機関は法律に基づいて組織され、活動し、国家の各権力機関の職能と任務は区分され、各機関は法律を遵守する、(6)憲法を基礎とした法律の各文書は統一され、厳格に遵守される、というものであった⁽⁴²⁾。

社会科学院（現国家人文社会科学研究センター）の院長グエン・ズイ・クイ (Nguyen Duy Quy) は、法治国家の規準と特徴を次のように指摘した。すなわち、(1)法の至高性、特に憲法が最高の基本法であることが承認され、尊重されていること、(2)すべての法規は厳格に執行され、すべての人は法の前で平等であり、法に違反した行為はすべて処罰されること、(3)国家権力が立法・行政・司法の三つの職能に従って分離されていること、(4)国家は市民が基本的な権利と自由を享受するよう保障する。市民は国家に対して責任をもち、国家は市民に対して責任をもつ。市民が裁判に訴えられるようなシステムが存在すること、(5)国家が批准した国際条約を実行し、国内法に対する国際法の優位性を承認すること、というものである⁽⁴³⁾。

法治国家建設のために貫徹すべき原則として、グエン・ズイ・クイは以下の諸点をあげた。(1)すべての国家権力は人民に属する、(2)社会的な諸関係は、道理だけでなく法律によって合理的かつ公平に調整されなければならない、(3)法律は全社会のなかで主導的な調整の役割を果たす。法体系のなかでは、

憲法が最高の位置を占める, (4)国家機関, 公職にある者, あらゆる政治・社会・経済組織, すべての市民はみな法律を遵守する義務を負う, (5)人間の基本的な自由権, 正当な諸権利, 名誉および人格を実際に尊重し, 保護する, (6)国家機関は, 人民の権力が最高かつ統一的なものであるという原則に従って組織される, (7)国家と市民の間を結びつける責任制度を確立する, (8)各審査機関の独立性を保障する。各審査機関は法律のみに従って審査を行う, (9)国家機関および公職にある者の活動を公開する⁽⁴⁴⁾。

【タブチ・コンサン】誌1992年9月号に掲載されたクアン・カン (Quang Can) 署名の論文は, 法治国家の特徴を「国家機構が法律に従って組織され, 活動し, 法律に基づいてその権限を行使し, 権力を作り出す。すべての市民は法律の前に平等で, みな等しく法律に従わなければならない。すべての市民の権利と義務は法によって保障される」と述べた⁽⁴⁵⁾。

法治国家の概念や特徴をめぐるこのような論議に共通していることは, 第1に人民が権力の主体であるという原則, 第2に法律, 特に憲法の至高性, 第3に民選機関としての国会の重要性, 第4に法の下の平等, 第5に法律で定められた権利と義務, 秩序の厳守, そして第6に立法・行政・司法の三権の「統一と分業」である。

2. 三権の「統一と分業」

法治国家建設をめぐる議論のなかでは, まず立法・行政・司法の三権の関係が焦点となった。党内では, 議会制民主主義の原則である三権分立を「ブルジョア的」なものとして否定し, 資本主義諸国では実際に三権分立が実現されていないという点で共通の認識が形成された。

前述のドアン・チョン・チュエン論文は, 「資本主義諸国は三権分立の原則に従っているが, 三権分立の原則を完全かつ絶対的に実現した国はない」と言明した⁽⁴⁶⁾。司法省法理科学研究所所長グエン・ヴァン・タオは, 「諸外国の憲法は権力分立を明記しているが, それは各国の独自の特徴から出発し

たものである」、「資本主義諸国の権力分立の原則は、各国のレベルと国家機関の形に基づいて実現されている」というように、三権の関係は各国の条件に従って規定されるものであると主張し、ベトナムの体制の正当性を主張した。さらに、「しかし、権力分立の原則を実現した資本主義国は一つもない。支配階級の利益に合致するようにその原則を都合よく、あるいは歪曲して適用しているだけである」と三権分立を否定した⁽⁴⁷⁾。

社会科学院の国家と法律研究所所長のダオ・チー・ウック (Dao Tri Uc) は、「ブルジョア的『三権分立』はわが国に適用できない。なぜなら、それに従ったのでは『分権』が『分裂』や『分離』にまで行き着いてしまう恐れがあるからである」、「わが国における分権は他国の分権と同じであってはならない」、三権はみな国会の権限のなかに「再集中」している、という見解を示した⁽⁴⁸⁾。三権分立が分裂・分離にいたるという認識のなかには、多元的民主主義への警戒と危機意識が読みとれる。

国家行政学院のグエン・ズイ・ザー (Nguyen Duy Gia) 教授は、「資本主義国でも三権は絶対的に対立してはおらず、ブルジョア階級の利益に奉仕するために統一的な面を維持している」と評価した⁽⁴⁹⁾。

さらに、ベトナムでは三権が統一され、そのなかで「分業」を行うという原則が確認された。「国家機関は統一的権力という原則に従い、単一であり、分裂してはならない。統一的権力のなかで、三権を区別する」⁽⁵⁰⁾、「われわれは国家権力の統一という原則に従い、権力分立ではなく、『合理的分業』の原則に従う」⁽⁵¹⁾、「国家機関は、人民の権力が最高かつ統一的なものであるという原則に従って組織される。権力は分離されず、立法・行政・司法の『三権分業』のみが存在する」、「これは確実な民主主義のための重要な原則である」⁽⁵²⁾、「国家は国家権力の統一と同時に『三権分業』の原則に従って組織される」⁽⁵³⁾、「国家は『統一的国家権力の原則』に従って組織されなければならない。しかも、立法・行政・司法の『明確な三権分業』がなければならない」⁽⁵⁴⁾、「分業とは民主主義を保障する国家を組織する方法である。それ故、ベトナムは民主国家である」⁽⁵⁵⁾など、各論者は異口同音にこの原則

を支持した。

本節第1項で述べたように「司法機関の独立」という原則を認めていたグエン・ヴァン・ドンも、「三権の職能・任務を区別する。社会主义社会では、国家権力とは、人民のものである政治権力の基礎の上に統一されている」と、権力分立ではなく三権の職能と任務の区別という理念をとっている⁽⁵⁶⁾。

グエン・ズイ・ザー教授は、「国家権力は統一的で不可分であるが、統一的な国家機構のなかで三権が分業を行う」とし、法治国家が保障すべきこととして次のような点をあげた。(1)国会に国家権力を集中しなければならない。国会は最高の国家権力機関としての機能を効果的に果たさなければならぬ。最も重要な機能は、立憲・立法機能と、国家の活動全体に対するチェック機能である、(2)国家は立法・行政・司法の機能を設け、「三権分業」を行う。三権は固く結びつき、協力し、相互にチェックし合う。三権は互いに分離せず、牽制せず、妨害せず、対立せず、国家権力の総体のなかで分業し、協調し、統一的なものであらねばならない⁽⁵⁷⁾。

1996年に法治国家の発展の歴史について参考書を著したグエン・ヴァン・ニエン (Nguyen Van Nien) は、ヨーロッパで発展した権力「分離」の理念についての解釈を提示した。それによると、「分離」とは「分立」ではなく「各国家機関の間の権力の分業」であり、また「分離とは絶対的なものではなく、それはまた同時に国家権力の統一でもある」とされる⁽⁵⁸⁾。ここでは、本来ヨーロッパにおいても三権の「分立」が普遍的なものではないことを主張し、「分離」または「分業」のみを普遍的な原則として肯定している。

またこの著者は、「西洋の法治国家においては、国家機関の対立を解決するための手段とシステムが要求される。(中略) 話し合いによって対立を解決するシステムがなければ、遅かれ早かれ武力による解決へと行き着くだろう。ロシア連邦の政治的混乱は、1993年10月のモスクワにおける武力衝突にまで行き着いたが、これはその一例である」と、ロシアの状況を国家権力の統一性を欠いたものとして、批判的に評価した⁽⁵⁹⁾。

また、グエン・ディン・ロック (Nguyen Dinh Loc) 司法相は、「分業のあ

る集権原則」という概念を提示し、これは権力分立の原則と完全に対立するものではなく、基本的な違いは権力の本質と権力行使の方法であると説明したが⁽⁶⁰⁾、分業と分権の違いをそれほど重視しているとは思えない。

いずれにせよ、三権の分立を否定し、その統一性を確認することは、国家に対する党の指導の強化という路線にそるものであった。

第5節 「ベトナム的社会主义的法治国家」

1. 「社会主义的法治国家」

ベトナムが建設すべき法治国家の論議が発展するにつれて、「人民の人民による人民のための法治国家」「社会主义的法治国家」あるいは「ベトナム的社会主义的法治国家」などの用語が確立するようになり、さらにベトナムの特殊な状況における法治国家建設という側面が強調されるようになった。

1995年3月の『タブチ・コンサン』誌に掲載されたアン・フオン (Anh Phuong) 署名の論文は、法治国家の理念は、さまざまな経済・社会の形態から出発しており、各国の民族性、歴史・文化的性格を帶びていると述べ、ベトナムはベトナムなりの法治国家を建設すべきことを主張した⁽⁶¹⁾。

前節第1項で紹介したクアン・カン署名の論文では、「民主的で、人民による人民のための法治国家の一般的な形というものは存在しない。あるのは『ブルジョア的法治国家』と『社会主义的法治国家』だけである」という認識が登場した。同論文は、「ブルジョア的法治国家」とは、プロレタリア階級と労働人民を搾取するもので、その民主主義とは「ブルジョア民主主義」である、と説明した⁽⁶²⁾。

「ブルジョア的（または資本主義的）法治国家」と「社会主义的法治国家」の相違は、党建設研究所所長のチャン・ディン・フィン (Tran Dinh Huynh) によれば、「その階級的本質」であると説明されている。つまり「どの階級

の意思が法制化され、国家の権力が誰に属するか」が、両者を区別する基本である⁽⁶³⁾。前述のAIN・フォン論文では、「資本主義制度の下では、国家はブルジョア階級の利益のために存在・活動し、ブルジョア階級に奉仕し、これを防衛するためのものである」という認識が示された⁽⁶⁴⁾。

グエン・ズイ・ザーは、「社会主義的法治国家」とは、「法に従って活動し、自らを法の下におき、法を遵守する国家」であり、「人民の自由権・民主的権利と義務が法制化されており、法によって社会を管理する国家」であると説明した。「社会主義的法治国家」の原則としては、(1)すべての権力が人民に属し、党に指導された労働者・農民階級と知識人階層の同盟を基礎とする、人民の人民による人民のための国家である、(2)統一的で不可分な国家権力の下で三権が分業を行う、(3)「民主集中原則」に基づいた国家による管理系统が中央から地方レベルにいたるまで存在する、(4)社会に対する国家の管理の役割、国家の地位・機能が正しく実現されている、という点があげられている⁽⁶⁵⁾。

1993年にホーチミン国家政治学院人権研究センター所長に就任したホアン・ヴァン・ハオは、「人民の人民による人民のための法治国家」および「真の民主主義」という理念を提示した。「真の民主主義」の意味は定かではないが、それは常に法律・法制と密接に結びついたものであるとされている。「人民の……法治国家」とは、(1)市民は法律が禁止しないあらゆることができる、(2)国家機関は憲法および法律の範囲内で活動し、法律が許可したことのみを実行できる、という原則に基づいて経済的・社会的発展を目指すものとされている⁽⁶⁶⁾。これらの原則が、資本主義の法治国家とどう異なるのかは不明確である。

また、「クオックフォン・トアンザン」誌1994年3月号掲載のレ・ドゥック・ティエット (Le Duc Tiet) 大佐の論文によれば、「社会主義的法治国家」では、(1)いかなる組織や個人も憲法や立法機関を超越することはない、(2)「人権」(nhan quyen) と「民権」(dan quyen) が認められている、(3)平等(binh dang), 「平等権」(binh quyen), 「公理」(cong ly), 社会的公平(cong

bang xa hoi) が社会の基礎となる、という原則を掲げ、「社会主义的法治国家は民主国家であり、人民の人民による人民のための国家であり、国家の権力は人民に属する」と主張されている。

しかし、同時に「軍隊は国家機構の一つであるから、軍は法治国家建設という党の主張を実現しなければならない」という意味の記述もあり、筆者は国家と党を一体視しているように受けとれる⁽⁶⁷⁾。

2. ベトナム的条件の主張

国家人文社会科学研究センターの国家と法律研究所のダオ・チー・ウック所長は、「社会主义的適法性」が要求することとして、次のような点をあげた。(1)各法律は、その調整力と効力によって、法体系のなかで異なる位置づけをされなければならない。法体系のなかでは、憲法と法律が最高の位置を占める。なぜなら、最高権力機関である国会が定めたものだからである、(2)党および国家機関・各社会組織および各団体・市民個人のすべてが厳格に法を執行し、法に従わなければならない。ただ法を公布するだけではなく、それが有効に機能しなければならない、(3)法を厳格に遵守するために、「社会の客観的・主観的な深い要因と、それに作用する諸要素」(下線部引用者)を見つけ出さなければならない⁽⁶⁸⁾。

(1)と(2)については、資本主義国の中でも変わることはない。(3)の下線部の意味は不明であるが、法の執行にあたっては、ベトナム社会の独自の条件が考慮されなければならない、という意味に解釈できる。

さらに同所長は、「社会主义的適法性」の原則として、(1)刑法の原則として、有罪と証明されるまでは犯罪者と見なされない、(2)法が禁じていないことは何でもできる。ただし「これは自由と責任の境界によって制限される」。集団と国家の権利に抵触しない範囲の行動は自由である。(3)宗教を反政府活動の目的に使ってはならない、という点を指摘している⁽⁶⁹⁾。(1)と(2)については、やはり資本主義国の中でも変わらない、(3)については、1993年

の宗教関係者と当局の衝突事件を念頭においたものと思われる。故に、この論文には、社会主義法理論よりもむしろベトナムの法律文化の特殊性を主張する性格が表われている。

ベトナムの特殊な歴史的条件としては、グエン・ディン・ロック法相が、「長期の民族解放闘争、共産党の指導、外国の侵略と封建制度への抵抗」などを指摘している⁽⁷⁰⁾。しかし、これだけでは必ずしもベトナムだけに特殊な条件とはいえない。

このような条件下で法治国家を建設する際に依拠すべき原則として、同法相は次のような点をあげた。(1)国家の管理下で多セクター商品経済の発展に力を入れ、市場メカニズムに従う、(2)ベトナムの文化を守り、発展させ、文化的価値を継承する、(3)政治システムを強化し、民主主義を發揮し、プロレタリア専制を軽視せず、政治的安定と社会の秩序を維持する、(4)国家に対する党の指導のドイモイを推進する。その際、党は憲法と法律に従い、けっして国家になりかわってはならない。そのために、党と国家の関係を明確にしなければならない、(5)分業のある集権原則に従って国家機構の改革を促進する、(6)「ドイモイ法律体系」の確立、特に経営・商業・労働に関する法規、市民の民主的権利・自由権を保障する法規を優先する⁽⁷¹⁾。

しかし、これらは本章第2節で紹介した党の路線を掲げただけであり、ベトナムの特殊な歴史的条件とどのように結びつくのか明らかでない。

ベトナムの特殊性はホーチミン思想にも求められている。人権研究センターのホアン・ヴァン・ハオは、「民族の伝統」にそった国家の建設、国家と法律についてのホーチミン思想の継承を主張した。それによると、「党と労働者階級が指導する法治国家」の思想は早くから形成されており、ホーチミン思想の中心的テーマであった。ホーチミンが起草した独立宣言には、すでに法治国家の考え方が盛り込まれており、ホーチミン政府の各法令は「人民民主主義」的な性格をもっていた、とされている⁽⁷²⁾。

高級軍事政治学院のグエン・ヴァン・タイ (Nguyen Van Tai) は、ベトナムの法治国家の性格として、「社会主義的法治国家であり、労働者階級の本

質を維持し、眞に人民の人民による人民のための国家である。それは、すべての主体が法律を遵守する国家である。そこでは、法律は高い法理性 (tinh phap ly) をもち、民主・人道・公平の基礎に立ち、労働人民の利益に奉仕し、人間と社会の高い価値を十分に体現している」と説明した⁽⁷³⁾。

これまでのところ、いずれの論も、ベトナムあるいはホーチミン思想の特殊性がどこにあり、またそれがブルジョア的法治国家の理念とどのように異なるのかが明確でない。

第6節 「人民の人民による人民のための国家」

1. 「社会主义的適法性」の強化

1995年1月の第7期第8回中央委員会総会（以下、「第7期8中総」と略記）では、「ベトナム社会主义共和国の国家建設と改善を継続し、国家の行政を一歩一歩改革する」という決議が採択された。

総会はまず第1に、政治システムのドイモイの成果を次のように認定した。すなわち、(1)法律による国家の管理が強化され、(2)ドイモイの要求に一致した法律体系が整備され、(3)「社会主义的民主主義」が特に経済面で法制化され、(4)国家機構のドイモイと国家に対する党の指導のドイモイが進められた、というものである⁽⁷⁴⁾。

しかし同時に、これらの分野にはまだ多くの欠点・弱点が残っていると評価され、「立法・行政・司法の各分野の活動を社会主义志向にそった経済・社会のドイモイに合致するよう改善しなければならない」と結論された⁽⁷⁵⁾。

第7期8中総が提示した「国家建設の過程で貫徹すべき基本理念」には、(1)「人民の民主的権利」の実現、(2)祖国と人民の利益に反する反動的行為への「専制」、(3)三権の「分業と協調」、(4)「民主集中原則」の貫徹、(5)「社会主义的適法性」の強化、(6)国家に対する党の指導の強化、という内容が含ま

れていた⁽⁷⁶⁾。

(2)の「専制」とはプロレタリア独裁を発揮するという意味で、階級的観点から革命の敵を鎮圧するということになる。(3)については、国家権力は統一されているという前提に立つものである。また、民主化を唱える一方で、(4)のように「民主集中原則」という社会主義の理念を強調し、司法改革を唱えつつも、(5)のように「社会主義的適法性」の強化を主張している。このように、第7期8中総の決定は、社会主義志向に力点がおかれた。

しかし、総会では、これらの方向へ進むのは「相対的に長い過程」であるという認識も示された⁽⁷⁷⁾。総会が前記のような決議を採択した背景には、法治国家建設を含む政治面でのドイモイが、当初の期待ほど進展していない現実があったのではないかと思われる。

当面の方針と重要任務としては、次の5点があげられた。すなわち、(1)国会の組織と活動のドイモイを継続する、(2)国家の行政を一歩一歩改革する、(3)司法機関の組織と活動のドイモイを行う、(4)国家の主人となる人民の役割を発揮する、(5)国家に対する党の指導を強化する、というものである⁽⁷⁸⁾。国家機関の改革、人民の役割の重視を約束しながらも、これらが常に党の指導下に行われることを再確認している。

総会は第2に、思想・理論工作を提示した。それらは、(1)思想・理論工作は国家の現実の要求に応じたものでなければならない、(2)思想・文化の分野における「和平演変」と闘争する、(3)民族と世界の特質に合致した社会主義志向にそった発展モデルを確立する、という方向のものであった。中央委は政治局に「現在の情勢における思想・理論工作に関する大まかな方向性についての決議を提出した」⁽⁷⁹⁾。

2. 「ブルジョア民主主義」の否定

ベトナムは、1995年7月に米国との国交を回復し、ASEANへの正式加盟も実現して、対外開放路線をさらに前進させた。しかし、その前後から、国

内ではむしろ保守的な政治的主張が勢いを得た。

前記の8中総の後に、「タブチ・コンサン」誌の社説で示された国家機構改革の基本的理念には、「民族の独立と社会主义が守られて、初めて人間の権利が守られる」、「わが国を誣告し、その制度を破壊するために民主主義・人権を利用する敵の諸勢力の陰謀をうち負かす」という内容が含まれていた⁽⁸⁰⁾。

高級軍事政治学院のグエン・ヴァン・タイは、多党制と「ブルジョア的法治国家」を否定した非常に強硬な主張を展開した。まず多党制については、「多党制下では各党の激しい争いが起こる。複数政党制は社会に混乱を引き起こし、労働人民の生活を侵害する」とし、「二大政党制の国では、両政党ともブルジョア階級の党で、民主主義は見せかけにすぎず、大統領は行政機構の頂点に立ち、皇帝のような権力をもっている。大統領は立法に深く干渉する」と、米国の政治制度を否定した。

憲法や議会、政府については、「ブルジョア憲法は事実上、有産階級を優遇した各種の規定を設けている。同時に、労働人民が国家の権力機関に参画するのを制限している」、「ブルジョア的立法は事実上、労働人民を政治生活から阻害してしまった。立候補者を国家の権力機関に紹介することは、ブルジョア諸政党の特権になっている。ブルジョア諸政党は、国家の官職を世襲する世代を「養成」する場となっている」、「資本主義国では、政府は政治権力の中心機関で、議員を脅し、圧力をかけることで自らの決定を通過させている」、「議会は、政府が提出した法律草案と政策を合法化するだけの存在になっている」など、強硬な表現が用いられた。

さらに、グエン・ヴァン・タイ論文は、「ベトナムの制度の民主的なところは、党と国家の統一にある」と主張した⁽⁸¹⁾。このような論調が党機関誌上で紹介された背景として、対外関係の拡大に伴う資本主義諸国からの思想・文化的影響が警戒されていたことが考えられる⁽⁸²⁾。

古田元夫氏の研究によれば、1996年6月の第8回党大会の準備過程では、「資本主義的発展」を主張する意見と、保守的な教条との相克があったと分

析されている⁽⁸³⁾。その結果、党大会政治報告では、現代の世界はなお資本主義から社会主義への過渡期にあるという「過渡期認識」が復活した⁽⁸⁴⁾。

しかし、ブルジョア的法治国家と社会主義的法治国家を対置させる議論は、いずれも前者を理念の点では肯定しつつ、しかし現実の資本主義国ではその理念が実現していない、という視点からの批判が行われている。それに対して、現実の社会主义国で社会主義法治国家の理念が実現しているかどうか、という点を検証した議論は見あたらない。

第8回党大会の前に刊行されたグエン・ヴァン・ニエンの著書では、ブルジョア的法治国家の特徴を総括して、「(1)法による統治、(2)憲法と法律の至高性、(3)三権の分割・相互補完」などが指摘された⁽⁸⁵⁾。しかし、それらが社会主義的法治国家の特徴とどのように異なるのかは、やはり不明確である。

3. 発展のための法治国家建設

一方、市場経済の発展に従って、党が国民の生活、職業、階層が多様化している事実を認め、指導体制をそれに適応させようとしていた面もある。第7期3中総のド・ムオイ演説は、社会の多様性を肯定し、各職種・階層にそれぞれの需要と好みが存在することに言及した⁽⁸⁶⁾。1993年に国内の宗教問題が国際的な注目を集めた後には、ヴォー・ヴァン・キエット (Vo Van Kiet) 首相が、国会演説で「国内の各民族・各宗教・各人民階層、国外のベトナム人の団結」を呼びかけた⁽⁸⁷⁾。

他方、市場経済化に伴う貧富の格差拡大、社会的不公平という問題も重視されるようになった⁽⁸⁸⁾。1990年3月の第6期8中総の決議では、「豊かで強い国家」を建設することが指導理念の一つとして明記されていた⁽⁸⁹⁾。91年12月の第7期2中総の公報には、党の指導によって社会主義路線にそった「豊かな民、強い国」が実現している、という文言が登場し、「国」よりも「民」が先におかれるようになった⁽⁹⁰⁾。92年6月の第7期3中総では、書記長が演説のなかで「豊かな民、強い国」と同時に「公平な分配、社会的不公平の阻

止」を呼びかけた⁽⁹¹⁾。93年末からは「豊かな民、強い国、文化的な社会」に「公平」が加えられ、94年1月の党第7期中間大会以降は「豊かな民、強い国、公平で文化的な社会」というスローガンが確立した。

国家的・集団的利益と個人の利益の関係についてはさまざまな論者が言及しており、ここで紹介する紙数はない⁽⁹²⁾。一般的には、両者は統一されていいるという前提に立ち、前者を後者より重視する論調が定着している。

1990年3月の第6期8中総決議では「個人の利益・集団の利益・社会の利益は互いに統一されており、個人の利益が直接の動力である」⁽⁹³⁾とされていた。一方、第8期3中総の書記長演説では「共通の利益は個人的利益の上におかれ、一部の利益は全体の利益に従う」と述べられた⁽⁹⁴⁾。この二つの主張は矛盾しているように見えなくもないが、いずれも個人の利益と集団の利益は切り離せないという立場に立っている。

ホーチミン国家政治学院政治哲学研究所所長のホー・ヴァン・トン (Ho Van Thong) は、発展のための法治国家建設について論じた論文において、「国家権力は国民のものだが、国家は依然として国民のものになっていない」という認識を示した。それによると、「国家権力を人民のものにするには経済関係を変えなければならず、そのためには高い生産力が必要である」とされ、生産力の向上が人民による権力掌握の前提となっている⁽⁹⁵⁾。

ホー・ヴァン・トン論文もまた、「多数のための民主・自由・人権がなければ、多数のための法治国家もあり得ない」、「自由とは一つの社会関係であり、純粹に個人的な話ではない」、「法治国家とは、多数の自由による多数の自由のための国家である」と、個人より集団を優先する考えを示した。そして、「政治的民主主義に制限がなければ、安定・発展はできない。発展のためには権力を国家に集中させなければならない」と、開発独裁につながる結論を提示した⁽⁹⁶⁾。

ベトナムが目指す法治国家とは、1992年憲法の文言にならい、「人民の人民による人民のための法治国家」と呼ばれるようになった。哲学者ファム・ゴック・クアン (Pham Ngoc Qang) は、その意味について次のように説明し

ている。まず「人民の国家」とは、国家が人民によって成り立ち、人民が国家をチェックし、公職者に対して人民が信任・不信任を表明する権利があること、次に「人民による国家」とは、国家がその政策・国家機構・人事の改正に関して人民の意見に依拠すること、さらに「人民のための国家」とは、国家のすべての規則が人民の利益のためにあり、政府の任務は人民に奉仕すること、である⁽⁹⁷⁾。

しかし、共産党は人民の利益を代表するという前提に立っているため、「人民の人民による人民のための国家」建設のためには、国家が党の指導下におかれなければならないという結論になる⁽⁹⁸⁾。

おわりに

ベトナム共産党が、国民の信頼回復のために従来の指導を見直し、党員の資質改善を試みるようになった直接の契機は、ソ連・東欧諸国の体制崩壊であった。党は、同諸国の変動の波及を防ぐために、経済のドイモイと同時に政治のドイモイにも力を入れることを約束した。そのなかから、党が国家になりかわっていた状況が批判されるようになり、党と国家の関係、立法・行政・司法の各国家機関の関係を秩序づける理論が構築されるようになった。

しかし、このようにして登場した法治国家建設路線は、必然的に共産党の生き残り策という性格をもつものであった。ソ連邦の崩壊後もベトナムの政治的安定が保たれたことは、党の指導の正しさの証左と見なされ、その結果、党は国家に対する指導を強化した。したがって、本章「はじめに」の問題提起に対しては、法治国家論の発展が政治的民主化の促進要因とはなり得ず、逆に一元的な党支配を強化しているといわねばならない。

法治国家論は、ソ連・東欧諸国とベトナムとの相違を主張する方向、すなわち各国の民族性・文化性・歴史性に依拠した法治国家建設という論調に重点がおかれるようになった。党の指導強化に伴って「社会主義的適法性」の

強化も主張されたが、これはむしろ、普遍的な社会主義モデルが存在しない状況で、ベトナム的な理解による「社会主义的適法性」を唱えている面が強い。したがって、ベトナムの歴史的条件にそった法治国家建設という主張と、「社会主义的適法性」の強化という主張は矛盾なく並存している。

対米国交正常化、ASEAN加盟に代表される対外関係の拡大は、むしろ法治国家建設論の保守化をまねいた。資本主義諸国からの思想的・文化的影響を警戒した党指導部は、思想・文化工作を強化し、「ブルジョア民主主義」、「ブルジョア法治国家」を否定する強硬な議論が勢いを得た。

ベトナムの法治国家建設路線の特徴は、次のようにまとめられよう。第1に、国家に対する党の優位を事実上承認し、法治国家建設と並行して国家に対する党の指導の強化を目指すこと、第2に、政治システムのドイモイにおいても、常に党と国家、立法と行政と司法、集団と個人の間の「統一」性を前提としていること、第3に、「民主集中原則」、「社会主义的適法性」の強化と、民族の文化的・歴史的条件に基づいた法治国家建設という方向が両立していることである。

「ブルジョア的法治国家」と「社会主义的法治国家」を対置させる認識は、世界情勢を「帝国主義勢力」と「社会主义勢力」の二大陣営の対決と見なしていた冷戦期の観念から脱していないように思われる。1996年6月のベトナム共産党第8回大会の政治報告では、世界はいまだに資本主義から社会主义への過渡期にあるという保守的な世界情勢認識が採用された⁽⁹⁹⁾。これに従うならば、「社会主义的法治国家」とは「ブルジョア的法治国家」よりもさらに普遍的な法治国家の姿ということになる。

しかし、本章で検討したように、両者の相違がいまだに明確でなく、また「ブルジョア的法治国家」を批判する際には、その理念と現実の乖離がしばしば指摘されるのに対して、ベトナムにおける法執行の現実は検討の対象外におかれているため、「社会主义的法治国家」の普遍性・優越性を主張する議論には限界がある。そして、前述のように、現在の法治国家建設路線では、

ベトナムは普遍的な法治国家を目指すというよりも、民族の歴史的条件を主張することで、むしろ特殊な「ベトナム的社会主义的法治国家」に向かおうとしている。

しかし、対外経済関係の拡大と市場経済の発展によって国民生活は多様化し、党は国民各層の利益を守り、その需要に応えることも要求されている。今後、生産力が向上し、国民の要求がさらに多様化した時、改めて「人民の人民による人民のための法治国家」の意味が問われることになる。

注(1) ベトナムの「人権」理念については、中野亜里「ベトナムの対外関係と人権問題——『人権』と『民主化』をめぐる国内の論評を中心に」(『法学研究』第68巻第11号、1995年11月)／同「ヴェトナムの『全方位外交』と人権論の発展——外圧への対抗から積極的対話へ」(『アジア研究』第42巻第1号、1996年4月)を参照されたい。

- (2) Do Muoi, "Tiep tuc su nghiep doi moi" [引き続きドイモイを], *Tap Chi Cong San* [共産主義], Oct. 1990, pp. 9-10/ Doan Trong Truyen, "Nhung quan diem va phuong huong co ban ve cai cach bo may nha nuoc" [国家機構改革についての基本的観点と方向], *Tap Chi Cong San*, Aug. 1991, p. 14 など。
- (3) ソ連・東欧の政治変動に対するベトナム指導部の対応については、白石昌也「ソ連・東欧社会主義圏崩壊後のベトナムにおける世界と地域の認識——『新世界秩序』と『地域共同体』をめぐって」(『経済と貿易』第167号、1994年11月)／中野亜里「ソ連・東欧諸国の政治変動とベトナム共産党の社会主义建設路線」(三田ASEAN研究会編『現代アジアと国際関係』慶應通信、1992年)を参照されたい。
- (4) "Nghi quyet hoi nghi lan thu 8 BCH TUD (khoa VI): Doi moi cong tac quan chung cua dang, tang cuong moi quan he giua dang va nhan dan" [第8回中央委員会総会(第6期)決議——党の大衆工作を刷新し、党と人民の関係を強化する], *Tap Chi Cong San*, May 1990, p.2.
- (5) "Nghi quyet hoi nghi lan thu 8…," pp. 4-9/"Hoi nghi lan thu tam ban chap hanh trung uong dang cong san Viet Nam (khoa VI)" [ベトナム共産党中央委員会第8回会議(第6期)], *Tap Chi Cong San*, Apr. 1990, pp. 1-4.
- (6) *ibid.*, p. 3, pp. 7-8.
- (7) Do Muoi, "Tiep tuc……," p.10.
- (8) 鮎京正訓「ベトナム法理論の展開過程における1992年憲法」(五島文雄・竹

- 内郁雄編『社会主义ベトナムとドイモイ』アジア経済研究所, 1994年) 40~41ページ。
- (9) 中野「ヴェトナムの『全方位外交』と……」。
 - (10) 古田元夫「ベトナムの対東南アジア政策」(三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所, 1993年) 57ページ。
 - (11) Doan Trong Truyen, "Nhung quan diem ……," p.14/ Le Van Ly, "Ve vai tro lanh dao cua dang" [党の指導的役割について], *Tap Chi Cong San*, Sep. 1991, p.14.
 - (12) "Bai phat bieu cua dong chi tong bi thu Nguyen Van Linh" [グエン・ヴァン・リン書記長同志の演説], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1988, pp.8-9.
 - (13) Dau The Bieu, "Vai tro lanh dao cua dang doi voi he thong chinh tri" [政治システムに対する党の指導的役割], *Tap Chi Cong San*, Apr. 1991, p.22/ Le Van Ly, "Ve vai tro……," p.14/ Quang Can, "Dang cam quyen nha nuoc phap quyens" [法治国家の政権党], *Quoc Phong Toan Dan* [全人民国防], Sep. 1992, p.28.
 - (14) "Thong bao hoi nghi lan thu hai ban chap hanh trung uong dang (khoa VII)" [第2回党中央委員会(第7期)公報], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1992, pp.3-5.
 - (15) ibid., p.5.
 - (16) Do Muoi, "Cai cach mot buoc bo may nha nuoc va doi moi su lanh dao cua dang doi voi nha nuoc" [国家機構を一步一步改革し, 国家に対する党の指導を刷新しよう], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1992, p.16.
 - (17) Do Muoi, "Sua doi hien phap, xay dung nha nuoc phap quyens Viet Nam, day manh su nghiep doi moi" [憲法を改正し, ベトナム的法治国家を建設し, ドイモイを推進しよう], *Tap Chi Cong San*, May 1992, p.13.
 - (18) "Xa luan: phan dau thuc hien tot cac nham vu kinh te - xa hoi nam 1992" [社説: 1992年の経済・社会任務の実現に奮闘しよう], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1992, p.6.
 - (19) Le Van Ly, "Ve vai tro……," p.14.
 - (20) Do Muoi, "Cai cach mot buoc……," pp.10-11. 「社会主义的適法性」の概念は, 「市民・国家機関・社会組織の規範の厳格な尊重と実現を求めるこ」(Dinh Van Mau & Pham Hong Thai, *Ly Luan Chung ve Nha Nuoc va Phap Luat* [国家と法律に関する一般理論], Hanoi: Nha xuat ban Chinh tri quoc gia, 1997, p.466)であり, 社会主義的民主主義を基礎として「国家が社会を指導・管理」することと説明されている (ibid. p.457/ Dinh Van Mau & Phan Hong Thai, *Dai Cuong ve Nha Nuoc va Phap Luat* [国家と法律に関する大綱], Hochiminh: Nha xuat ban Thanh pho Ho Chi Minh, 1996, p.277)。
 - (21) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay va nham vu cua chung ta" [現在の時局とわれわれの任務], *Tap Chi Cong San*, Aug. 1992, p.10.

- (22) Quang Can, "Dang cam quyen ……," p.29.
- (23) Nguyen Van Duc, "Dang cam quyen va nha nuoc phap quyен: lanh dao va quan ly" [政権党と法治国家——指導と管理], *Quoc Phong Toan Dan*, Mar. 1993, p.23.
- (24) "Thong bao Hoi nghi lan thu hai……," p.5.
- (25) Do Muoi, "Cai cach mot buoc……," p.16.
- (26) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay……," p.6.
- (27) "Thong bao hoi nghi lan thu ba ban chap hanh trung uong Dang (khoa VII)" [党中央委員会第3回総会（第7期）公報], *Tap Chi Cong San*, July 1992, pp.4-5.
- (28) ibid., p.5.
- (29) "Tang cuong vai tro quan ly cua nha nuoc duoi su lanh dao cua dang" [党の指導下で国家の管理の役割を強化しよう], *Tap Chi Cong San*, Aug. 1990, pp.1-2.
- (30) Tran Huu Tien, "Ve co che <Dang lanh dao, nhan dan lam chu, nha nuoc quan ly> trong cach mang xa hoi chu nghia" [社会主義革命における〈党が指導し、人民が主人となり、国家が管理する〉というシステムについて], *Tap Chi Cong San*, May 1990, pp.45-46.
- (31) Hoan Van Hao, "Su phan dinh chuc nang lanh dao cua dang va chuc nang quan ly cua nha nuoc" [党の指導と国家の管理という機能区分], *Tap Chi Cong San*, Oct. 1990, pp.30-33.
- (32) Dau The Bieu, "Vai tro lanh dao……," p.22.
- (33) ibid., p. 21.
- (34) Mac Quang Thang, "Dang trong he thong chinh tri va su lanh dao chinh tri cua dang" [政治システムの中の党とその政治指導], *Tap Chi Cong San*, Mar. 1991, p.43/ Dau The Bieu, "Vai tro lanh dao……," p.23.
- (35) Le Van Ly, "Ve vai tro……," p.14.
- (36) ibid., p.15.
- (37) Nguyen Van Thao, "Doi moi su lanh dao cua dang doi voi nha nuoc" [国家に対する党の指導のドイモイ], *Tap Chi Cong San*, Oct. 1992, pp.29-30.
- (38) Nguyen Van Duc, "Dang cam quyen……," p.24.
- (39) ibid., p.26.
- (40) Doan Trong Truyen, "Nhung quan diem……," p.16.
- (41) Nguyen Van Dong, "Van de nha nuoc phap quyên" [法治国家の問題], *Tap Chi Cong San*, Feb. 1992, p.22.
- (42) ibid., p.23.
- (43) Nguyen Duy Quy, "Van de xay dung nha nuoc phap quyên o nuoc ta" [わが国における法治国家建設の問題], *Tap Chi Cong San*, Apr. 1992, p.15.
- (44) ibid. pp.16-17.

- (45) Quang Can, "Dang cam quyen……," p.30.
- (46) Doan Trong Truyen, "Nhung quan diem……," pp.16-17.
- (47) Nguyen Van Thao, "Quyen luc thuoc ve nhan dan: nguyen tac co ban cua hien phap" [権力は人民に属する——憲法の基本原則], *Tap Chi Cong San*, Dec. 1991, p.23.
- (48) Dao Tri Uc, "Mot so van de co ban ve hien phap" [憲法についての基本的な若干の問題], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1992, p.41.
- (49) Nguyen Duy Gia, "Cai cach mot buoc bo may nha nuoc ta" [わが国の国家機構を一步一步改革しよう], *Tap Chi Cong San*, Oct. 1992, p.26.
- (50) Doan Trong Truyen, "Nhung quan diem……," p.17.
- (51) Nguyen Van Thao, "Quyen luc thuoc ve……," p.23.
- (52) Nguyen Duy Quy, "Van de xay dung……," p.17.
- (53) Hoang Van Hao, "Ve nha nuoc phap quyен cua dan, do dan va vi dan" [人民の人民による人民のための法治国家について], *Tap Chi Cong San*, May 1993, p.17.
- (54) Hoang Van Hao, "Phan dau xay dung mot nha nuoc phap quyен cua dan, do dan, vi dan" [人民の人民による人民のための法治国家建設に奮闘しよう], *Quoc Phong Toan Dan*, Oct. 1994, p.17.
- (55) Vien Nghien Cuu Khoa Hoc Phap Ly Bo Tu Phap, *Ve Nha Nuoc Phap Quyen Xa Hoi Chu Nghia Viet Nam* [ベトナム的社会主义的法治国家について], Hanoi: Nha xuat ban Chinh tri quoc gia, 1997, p.25.
- (56) Nguyen Van Dong, "Van de……," pp.24-25.
- (57) Nguyen Duy Gia, "Cai cach mot buoc……," pp.25-26.
- (58) Nguyen Van Nien, *Xay Dung Nha Nuoc Phap Quyen Viet Nam: Mot So Van De Ly Luan va Thuc Tien* [ベトナム的法治国家の建設——理論上・実践上の諸問題], Hanoi: Nha xuat ban Chinh tri quoc gia, 1996, p.65.
- (59) ibid., pp.66-67.
- (60) Nguyen Dinh Loc, "Qua trinh xay dung nha nuoc phap quyен Viet Nam do dang lanh dao" [党の指導によるベトナム的法治国家の建設過程], *Quoc Phong Toan Dan*, Sep. 1993, p.2.
- (61) Anh Phuong, "Nha nuoc phap quyen: lich su va hien tai" [法治国家：歴史と現在], *Tap Chi Cong San*, Mar. 1995, p.29.
- (62) Quang Can, "Dang cam quyen……," p.31.
- (63) Tran Dinh Huynh, "Ve van de nha nuoc phap quyen va su lanh dao cua dang Cong san" [法治国家と共産黨の指導の問題], *Quoc Phong Toan Dan*, Feb. 1994, p.29.
- (64) Anh Phuong, "Nha nuoc phap quyen……," p.29.
- (65) Nguyen Duy Gia, "Cai cach mot buoc……," pp.25-26.

- (66) Hoang Van Hao, "Ve nha nuoc phap quyен……," p.15.
- (67) Le Duc Tiet, "Xay dung quan doi chinh qui va viec thuc hien chu truong xay dung nha nuoc phap quyên" [正規の軍隊建設と法治国家建設の方針の実現], *Quoc Phong Toan Dan*, Mar. 1994, p.44.
- (68) Dao Tri Uc, "Tang cuong tinh thong nhat cua phap che, nghiem chinh tuan theo va chap hanh phap luat" [法制度の統一性を強化し, 法律を厳格に遵守・執行しよう], *Tap Chi Cong San*, May 1993, pp.18-20.
- (69) ibid., pp.20-21.
- (70) Nguyen Dinh Loc, "Qua trinh xay dung……," p.2.
- (71) ibid., pp.4-5.
- (72) Hoang Van Hao, "Phan dau xay dung……," p.27.
- (73) Nguyen Van Tai, "Ve van de nha nuoc phap quyên va che do da dang" [法治國家と多党制の問題], *Tap Chi Cong San*, Nov. 1995, p.29.
- (74) "Thong bao hoi nghi lan thu tam BCHTU dang (khoa VII)" [党中央委員会第8回総会（第7期）公報], *Tap Chi Cong San*, Feb. 1995, p.3.
- (75) ibid.
- (76) ibid.
- (77) ibid./ "Xa luan : Xay dung nha nuoc xa hoi chu nghia vung manh, that su cua dan, do dan va vi dan" [社説：強力で真に人民の人民による人民のための社会主義国家を建設しよう], *Tap Chi Cong San*, Mar. 1995, p.6.
- (78) "Thong bao hoi nghi lan thu tam……," p.4.
- (79) ibid.
- (80) "Xa luan : Xay dung nha nuoc……," p.5.
- (81) Nguyen Van Tai, "Ve van de……," p.29.
- (82) 1995年8月には、ホーチミン市人民裁判所において、米国大使館代表も出席する裁判で、反政府活動家9名に禁錮刑が科せられた。さらに、その数日後にも仏教僧侶と信徒に対する禁錮刑の判決が下された。同年11月には、ベトナムに民主主義が定着するまで最恵国待遇の供与を遅らせるよう、米国に要求していた知識人ハー・シ・フーが逮捕された。
- (83) 古田元夫「現代=『資本主義から社会主義への過渡期』という規定をめぐって」（白石昌也・竹内郁雄編『ベトナム共産党第8回大会とドイモイの現段階』アジア経済研究所, 1997年) 25~37ページ。
- (84) 同上論文および中野亜里「ベトナム共産党的外交・安全保障政策——ドイモイ外交の成果と第8回党大会の路線」(『アジア経済』第39巻第1号, 1988年1月) 37ページ。
- (85) Nguyen Van Nien, *Xay dung nha nuoc……*, pp.74-75.
- (86) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay……," p.9.

- (87) Vo Van Kiet, "Yeu cau buc bach va kha nang buoc vao mot thoi ky moi cua su phat trien kinh te - xa hoi" [経済・社会発展の新たな時期における緊急の要求と可能性], *Tap Chi Cong San*, Jan. 1994, p.17.
- (88) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay……," p.6.
- (89) "Nghi quyet hoi nghi lan thu 8……," p.2.
- (90) "Thong bao hoi nghi lan thu hai……," p.3.
- (91) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay……," p.9.
- (92) 国家・集団と個人の関係については、ハノイ法科大学のグエン・ヴァン・ドンの次の論文がある。Nguyen Van Dong, "Nhung bao dam cho viec thuc hien moi quan he giua nha nuoc va ca nhan o nuoc ta hien nay" [現在のわが国における国家と個人の関係の実現を保障するもの], *Dan Chu va Phap Luat* [民主と法律], Jan. 1995, pp.9-10/ "Nhung nguyen tac co ban cua moi quan he giua nha nuoc va ca nhan trong hien phap nam 1992" [1992年憲法における国家と個人の関係の基本原則], *Dan Chu va Phap Luat*, Mar. 1995, pp.13-16/ "Suy nghi ve tinh dan chu trong moi quan he giua nha nuoc xa hoi chu nghia voi cong dan" [社会主义国家と市民の関係の民主性についての考察], *Dan Chu va Phap Luat*, Oct. 1996, pp.6-7.
- (93) "Nghi quyet hoi nghi lan thu 8……," p.2.
- (94) Do Muoi, "Thoi cuoc hien nay……," p.7.
- (95) Ho Van Thong, "Van de xay dung nha nuoc phap quyen xa hoi chu nghia o nuoc ta" [わが国における社会主义的法治国家建設の問題], *Tap Chi Cong San*, Oct. 1996, p.24.
- (96) ibid., p.26.
- (97) Pham Ngoc Quang, "Phat huy hon nua quyen dan chu cua nhan dan xay dung nha nuoc phap quyen XHCN Viet Nam" [人民の民主的権利を一層發揮してベトナム的社会主义的法治国家を建設しよう], *Quoc Phong Toan Dan*, June 1997, p.29.
- (98) ibid.
- (99) 中野「ベトナム共産党の外交……」。